

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年10月24日
木曾川下流河川事務所長 大坪 祐紀

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局国営木曾三川公園展望タワーの既設のエレベーター設備（以下「当該設備」という。）の改修工事に関する公示である。

対象となるエレベーター設備工事は、当該設備の更新であり、当該設備と取り合う既存施設への影響などの検討や対策を含むものである。

よって、本工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、当該設備の改修工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和5年度 木曾三川公園展望タワーエレベーター改修工事
- (2) 工事場所 岐阜県海津市海津町油島255-3
なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 工事内容 国営木曾三川公園展望タワーのエレベーター設備の更新を行うこと。
エレベーター設備 改設1式
乗用、ロープ式（機械室あり）、定員：24人乗り（1,600kg）
速度：90m/min、乗合全自動方式、停止階：2か所
昇降工程：55.496m ×1台
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和6年11月29日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の機械設備工
事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。
- ⑥「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

木曽川下流河川事務所に係る以下の業務

- ・令和2年度 国営木曽三川公園展望タワー耐震設計業務（株）ニュージェック
- ・令和5年度 木曽川下流河川長島・海津工事監督支援業務 イッセイコンサルタント（株）
- ・令和4年度 木曽川下流河川積算技術業務（一社）パブリックサービス
- ・令和5年度 木曽川下流河川調査資料作成業務 令和5年度 木曽川下流河川調査資料作成業務P S・東建工営設計共同体

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会

社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 20 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成 20 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：新設、増設又は改設工事のいずれかで、下記①②③にあげる要件を満たすエレベーター設備の施工実績

なお、①②③は同一機器で満たすこと。（個人住宅の実績は除く）

①形式：ロープ式（機械室あり・なし、いずれも可とする）

②用途：乗用、人荷共用又は寝台用のエレベーター

③定員：11 人乗り以上

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

1) 監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（機械部門又は総合技術監理部門で選択科目が機械部門に係わるものとするものに限る。）の資格を有する者
- ・ 以降に記載する 2) に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）について、建築工学、電気工学、機械工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
 - a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程 5 年以上
 - b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士 3 年以上
 - c. 大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士 3 年以上
- ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）に関し 10 年以上実務の経験を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
（「建設業法施行規則第7条の三」及び「国土交通省告示第1424号
（平成17年12月16日）最終改正：平成28年5月17日 国土交通省
告示第746号」を参照）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成20年度以降の実績でなくても良い）の
経験を有する者であること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限
る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実
績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを
証明する書類をもって65点と見なす。）

經常建設共同企業体にあつては、一人で（3）① 1）の基準を満たし、上記
（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置
できること。残りの構成員においては上記の（3）① 1）の基準を満たす技術
者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3
倍未満で契約した企業においては、上記（3）① 1）の基準を満たし、上記
（2）の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構
成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。

なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の
適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関
係にあるとみなす。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、
配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で
あること。

⑤ 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下の⑤-1.~10.の要
件を全て満たさなければならない。

⑤-1. 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者
（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

⑤-2. 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技
士補又は一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術
者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規
定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであ
ること。

⑤-3. 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑤-4. 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件
までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結す
る契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの
工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の

請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)

⑤-5.特例監理技術者が兼務できる工事は愛知地域(一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村)、岐阜地域(大垣市、羽島市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町)、三重地域(四日市市、桑名市、いなべ市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町、三重郡菰野町)の工事でなければならない。

⑤-6.特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑤-7.特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑤-8.監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑤-9.特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。

⑤-10.特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

(※「維持工事」とは契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事(道路の経常維持(応急処理作業工又は緊急巡回を含む)、雪寒、河川の経常維持(応急処理作業工又は出水時等巡視を含む)、ダム(貯水池含む)の維持))工事と同等の工事をいう。)

(4) 技術力に関する要件

エレベーター設備の工場製作にかかる設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒514-8502 三重県津市広明町297

中部地方整備局 三重河川国道事務所 経理課

電話 059-229-2212、メールアドレス cbr-keimie@mlit.go.jp

②技術関係

〒511-0002 三重県桑名市福島465

中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 河川公園課

電話: 0594-24-5719、メールアドレス cbr-karyu_kouen@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間: 令和5年10月24日(火)から令和5年11月2日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで)

交付場所：上記(1) ②に同じ

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年11月6日（月） 12時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

- (4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和5年10月31日（火） 16時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

- (5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和5年11月1日（水）、2日（木）の2日間

回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。

- (6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和5年11月6日（月）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

- (7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和5年11月10日（金）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

別紙 1

エレベーターの更新を行う

エレベータ仕様			
基本仕様	用途	乗用	
	種別	一般 耐震安全性分類 A ₁₄	
	区分	ロープ式 機械室あり	
	最大定員	24人乗り	
	積載重量	1,600kg	
	速度	90m/min	
	停止箇所数	2カ所(1~展望台)	
	昇降行程	55.496m	
	電動機容量	18kW以下	
	電源	動力 電灯	三相 200V 単相 100V
	運転操作方式	乗合全自動方式	
	管制内容	地震時管制運転(閉じ込め時リスタート運転) 自動(P波、S波共) 火災時管制運転 自動(及び手動) 停電時救出運転 自動診断・仮復旧運転	
	乗り場関係	乗り場の戸の遮炎性能	特定防火設備
乗り場の戸の遮煙性能		有	
戸開閉方式		2枚戸片方開き	
非常着床用出入口		無し	
1F		三方枠	ステンレスヘアライン
		戸	製造者標準仕様
		幕板	有 製造者標準仕様
		乗場ボタン	製造者標準仕様、大型ボタン・点灯式
		障害者専用乗場ボタン	要(製造者標準仕様)
		乗場インジケータ	製造者標準仕様
展望台		三方枠	ステンレスヘアライン
		戸	製造者標準仕様
		幕板	有 製造者標準仕様
		乗場ボタン	製造者標準仕様、大型ボタン・点灯式
		障害者専用乗場ボタン	要(製造者標準仕様)
	乗場インジケータ	製造者標準仕様	
かご室関係	出入口寸法 幅(mm)×高さ(mm)	1200×2100	
	かご内法寸法 幅(mm)×奥行(mm)×高さ(mm)	1700×2050×2300	
	かごの仕上げ 天井(照明)	光天井	
	戸	製造者標準仕様	
	壁	製造者標準仕様	
	床(床補強)	製造者標準仕様	
	館内放送用スピーカ	有	
	かご出入口検出装置	有(多光軸式)	
	かご室内の付加仕様	専用操作盤	有
		手すり	有
		鏡	有
		専用インジケータ	有
		キックプレート	有(かご正面 設けない)
		視覚障害者用装置	有
	開閉ボタンの色識別	有 製造者標準仕様	
	行先階用ボタン	有 製造者標準仕様	
	行先登録済呼び取消し機能	製造者標準仕様	
インターホンボタン	有(誤操作防止用のボタンカバー付き)		
かご内クーラー	有		
かご内展望窓	有(かご背面 幅1,000、高さ1,250)		

警報盤関係	盤形式	警報盤
	設置形式	壁掛形
	表示・操作部	表示・操作パネル
	盤設置場所	1階 エレベーターホール
	電源識別表示	商用表示灯
	管制運転表示	管制機能毎に、運転中とその完了表示を行う。
	故障・安全装置作動の表示	有
	各種管制運転を行う操作スイッチ	有
	運転及び休止の切替えスイッチ(パーキングスイッチ)	有 設置場所:1Fエレベーターホール
	故障警報リセットボタン(警報内蔵)	有
	ランプチェックボタン	有
インターホン(親機)	有 警報盤組込(1回線)	

注1) 遮煙遮炎性能を有する防火設備は、建築基準法第68条の26第1項及び同法施行令第112条第14項二号に適合したものとす

※再利用機材(エレベーター機材のうち下記の機材は、再利用をしても良い)

- 釣合重り用レール
- マシンビーム
- 调速機の台
- バッテリー盤プルボックス
- 制御盤プルボックス
- ピットバッファ(かご及び釣合重り用)
- フェッシャプレートフレーム
- フェッシャプレートブラケット

